

融資あっせん申込みにおける個人経営の事業所にかかる特別区民税（事業所課税分）の照合について

- 1 墨田区民以外の方で、区内の事業所に課税される特別区民税（事業所課税分）は、住所地で確定申告を行っても、墨田区にはその申告内容は連絡されず、課税がされません。

これは、事業主が事業所分については、事業所所在地に申告しなければならないことになっているためです。

このことにより、事業所課税分は未申告扱いとなり、融資申込書に納税についての照合はできないため、融資あっせん申込みができません。

- 2 あらかじめ、税務課税務係に事業所課税分が課税されているか確認してください。
- 3 課税されていない場合は、税務課課税係へ申告を行ってください。

ただし、調査の上、税額を確定しますので当日の照合はできず、申告後、数日経過しないと融資あっせんの申込みができませんことになります。